

令和6年度

印西靈園申請案内  
(合葬式墓地)  
公募

印西地区環境整備事業組合

# 目 次

5. はじめにお読みください	1 ページ
1. 印西霊園合葬式墓地使用許可申請区分	2 ページ
2. 印西霊園合葬式墓地使用許可の申請区分に対する申請資格	3 ページ
3. 「印西霊園合葬式墓地公募申込書」の受付（公募）	4～6 ページ
4. 抽選	7 ページ
5. 選考結果についての通知	7 ページ
6. 「印西霊園合葬式墓地使用許可申請書」の提出書類について	8 ページ
7. 使用許可についての通知	9 ページ
8. 「合葬式墓地使用料」の納入	9 ページ
9. 「合葬式墓地使用許可証」の交付	9 ページ
申込書様式	10～17 ページ
よくある質問とその回答について	18～19 ページ
印西霊園案内図・問い合わせ先	20 ページ

## §はじめにお読みください

「印西霊園」は、印西市と白井市を関係市とする「印西地区環境整備事業組合」が設置及び管理する公営霊園です。当霊園の運営は、「印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例」（以下「条例」という。）及び「同条例施行規則」に基づき行っておりますので、合葬式墓地使用許可申請・各種手続き及びご利用にあたりましては、本書・別冊「印西霊園利用案内（合葬式墓地）」及び条例等をよくお読みになり、ご理解のうえ申請していただくようお願いいたします。

合葬式墓地とは、納骨堂と合祀墓の2種類の施設のことを指します。

**納骨堂**とは、骨壺に納められた焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵する施設です。

**合祀墓**とは、骨壺から納骨袋へ移し替え、複数人の焼骨と共に土中カロートに永久埋蔵する施設です。カロートは底面も含めコンクリートで覆われているため、焼骨は土に触れずに埋蔵されます。承継者の有無に関係なく使用できます。

印西霊園合葬式墓地の申請区分は、通常合葬及び直接合葬の2種類の収蔵又は埋蔵方法があります。

**通常合葬**とは、納骨堂に焼骨を骨壺の状態で一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを指します。

**直接合葬**とは、納骨堂での収蔵を経ず、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを指します。

合葬式墓地の申請は、申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されている者が申請することができます。また、既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けている者は、申請することはできません。

自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。手続き依頼人の選任ができない場合は、申請できません。

納骨堂へ収蔵することのできる焼骨は、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でない焼骨となります。

合祀墓へ埋蔵することができる焼骨は、分骨でない焼骨となります。

※条例等は、組合ホームページにてご確認ください。

※現在芝墓所を使用されている者で墓所を返還し、合葬式墓地の使用を検討している者は、別途管理事務所へお問い合わせください。

# 合葬式墓地使用許可申請案内

## 1. 印西霊園合葬式墓地使用許可申請区分

申 請 区 分		
(納骨堂↓合祀墓へ埋蔵) 通常合葬	焼骨所持	現在、申請者が所持している焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。
	生前申込	申請者ご自身の焼骨を納骨堂へ一定期間（10年～30年間）収蔵した後、合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。 ◎自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任ができない場合は、申請できません。
(合祀墓へ埋蔵) 直接合葬	焼骨所持	現在、申請者が所持している焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵するもの。
	生前申込	申請者ご自身の焼骨を合祀墓へ複数人の焼骨と共にカロートに永久埋蔵することを生前に申込をするもの。 ◎自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任ができない場合は、申請できません。

## 2. 印西霊園合葬式墓地使用許可の申請区分に対する申請資格

合葬式墓地を申請する方は、次のすべての資格を満たす必要があります。

申請区分		申請資格
通常合葬	焼骨所持	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。<u>※2参照</u></li> <li>既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>収蔵する焼骨がこれまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でないこと。</li> <li>当該焼骨の祭祀をつかさどる者。<u>※1参照</u></li> </ul>
	生前申込	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。<u>※2参照</u></li> <li>既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者。<u>※2参照</u></li> <li>自己の利用を目的とする者。</li> </ul>
直接合葬	焼骨所持	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。<u>※2参照</u></li> <li>既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>埋蔵する焼骨が分骨でないこと。</li> <li>当該焼骨の祭祀をつかさどる者。<u>※1参照</u></li> </ul>
	生前申込	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請時点において、印西市及び白井市に1年以上居住し、住民基本台帳に記載のある者。<u>※2参照</u></li> <li>既に同一世帯で印西霊園の墓所使用許可を受けていない者。</li> <li>申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者。<u>※2参照</u></li> <li>自己の利用を目的とする者。</li> </ul>

◎ 申請資格審査の結果、上記資格を満たしていない場合は、申込及び申請は無効となりますのでご注意ください。

※1 申請者(祭祀をつかさどる者)と収蔵又は埋蔵する焼骨との関係

① 配偶者(妻又は夫)

② 血族3親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい)

③ 姻族2親等以内(父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫)

④ 養父、養母、養子

※2 申請時点とは、令和6年7月31日(水)時点を指します。

# 印西霊園合葬式墓地の公募申込等の受付

## 3. 「印西霊園合葬式墓地公募申込書」の受付（公募）

### ① 公募申込受付期間・時間

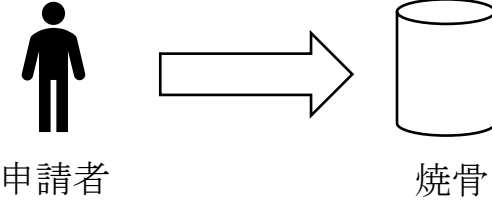
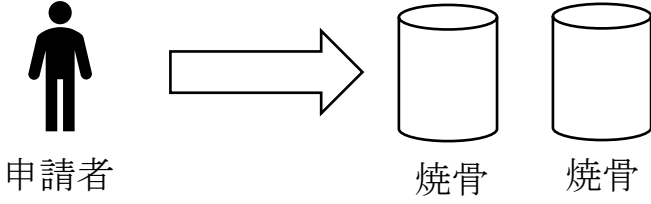
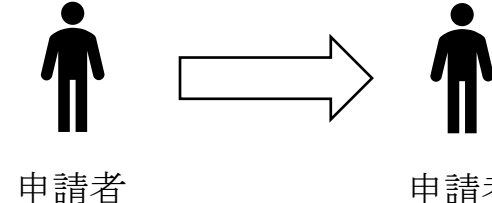
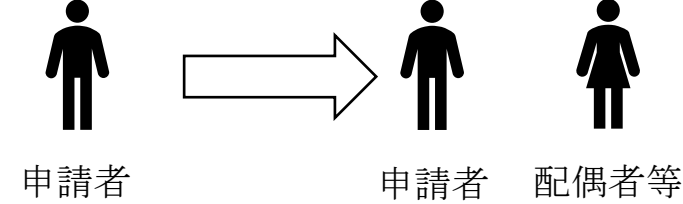
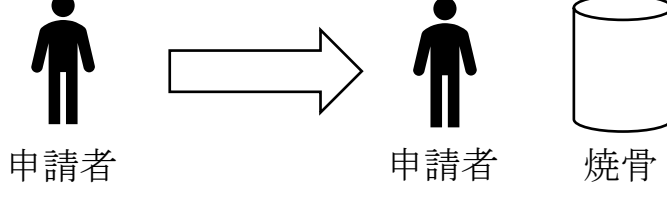
受付期間：令和6年5月7日（火）から令和6年6月28日（金）までの月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで（土・日及び祝日は受付できません。）に印西霊園管理事務所まで提出書類を持参してください。

### ② 令和6年度に募集する合葬式墓地の区分・体数

申請区分			枠※1	募集数
通常合葬	焼骨所持	・焼骨所持（5ページ 1・2） 収蔵する焼骨がこれまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でない焼骨	1～2 体／枠	40体 程度
	生前申込	・生前申込（5ページ 3・4） 申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者の生前申込	1～2 体／枠	10体 程度
	焼骨所持 生前申込	・焼骨所持、生前申込（5ページ 5） 収蔵する焼骨がこれまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵したことがない焼骨、且つ分骨でない焼骨1体及び申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者の生前申込	2 体／枠	
直接合葬	焼骨所持	・焼骨所持（5ページ 1・2） 埋蔵する焼骨が分骨でない焼骨	1～2 体／枠	24体 程度
	生前申込	・生前申込（5ページ 3・4） 申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者の生前申込	1～2 体／枠	6体 程度
	焼骨所持 生前申込	・焼骨所持、生前申込（5ページ 5） 埋蔵する焼骨が分骨でない焼骨1体及び申請時点において、申請される者の年齢が65歳以上である者の生前申込	2 体／枠	

- ◎ 合祀墓は1つのカロートに複数人の焼骨を納骨袋で埋蔵するため、合祀墓へ埋蔵した焼骨の返還はできませんので、通常合葬又は直接合葬に申込をされる際は、ご親族とよく話し合い、理解を得ておくようお願いいたします。
- ◎ 自己の利用を目的として申請する者は、使用者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任が必要となります。収蔵又は埋蔵手続きをする者の選任ができない場合は、申請できません。
- ◎ 申請時点とは、令和6年7月31日（水）時点を指します。

## 申請区分の主な例

1	焼骨 1 体分を申込み場合 (通常合葬又は直接合葬 の焼骨所持 1 体用)	 <p style="text-align: center;">申請者                      焼骨</p>
2	焼骨 2 体分を申込み場合 (通常合葬又は直接合葬の 焼骨所持 2 体用)	 <p style="text-align: center;">申請者                      焼骨      焼骨</p>
3	申請者自身の分の焼骨を 生前に申込み場合 (通常合葬又は直接合葬の 生前申込 1 体用)	 <p style="text-align: center;">申請者                      申請者</p>
4	申請者自身の分の焼骨と 配偶者等の分の焼骨を生前 に申込み場合 (通常合葬又は直接合葬の 生前申込 2 体用)	 <p style="text-align: center;">申請者                      申請者      配偶者等</p>
5	焼骨 1 体分と申請者自身 の分の焼骨を生前に申込み 場合 (通常合葬又は直接合葬の 焼骨所持 1 体及び生前 申込 1 体)	 <p style="text-align: center;">申請者                      申請者      焼骨</p>

※1 1 世帯 1 枠で 1 体若しくは 2 体の申込をすることができます。

### ③ 合葬式墓地使用料

区分		単位	金額
通常合葬使用料		1体	103,400円
内 訳	納骨堂使用料	1体	70,400円
	合祀墓使用料	1体	33,000円
納骨堂延長使用料（10年）		1体	70,400円
直接合葬使用料		1体	33,000円

- ◎ 既納の使用料は、還付できません。
- ◎ 納骨堂内に収蔵する際の容器及び直接合葬で焼骨をお預かりする際の容器は基準容器とする。
- ◎ 基準容器とは、幅・奥行きが22cm、高さ27cmの不朽性の骨壺とします。
- ◎ 1名分の焼骨を複数の骨壺に分けて収蔵することはできません。
- ◎ 他の墓地から直接合葬（改葬）する場合は、基準容器1個に収容できる量を限度とし、1体として埋蔵することができます。骨壺へ移し替える際は、ご親族様の責任により行ってください。
- ◎ 納骨堂の使用期間を更新（延長）する場合は、延長使用料を納付してください。
- ◎ 通常合葬使用料のうち、納骨堂使用料及び納骨堂延長使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含みます。

### ④ 公募申込受付の提出書類

○印西霊園合葬式墓地公募申込書（10ページ）

○結果通知返信用封筒（切手添付）

封筒にあなたのお名前、郵便番号、住所を記入した長形3号封筒に94円切手を添付して提出してください。

申込は、1世帯につき1通とします。

複数区分及び同区分で重複申込があった場合は、無効とします。

### ⑤ 申込書提出先

印西霊園管理事務所まで持参してください。

◎郵送による受付は致しません。



## 4. 抽選

申込が公募体数を超えた場合は、管理事務所職員による公開抽選を行います。抽選会立会は「印西霊園合葬式墓地公募申込書」の申込者のみ立会ことができます。

抽選会の有無については、ホームページ又は電話にて霊園事務所に確認してください。

抽 選 日：令和6年7月10日（水） 午後2時から

抽選場所：平岡自然の家 印西市平岡1554番地

- ◎繰り上げ当選並びに補欠者等は、選定しません。
- ◎公開抽選への参加の有無により、抽選結果に影響することはありません。
- ◎抽選結果は、「印西霊園合葬式墓地使用選考結果通知書」にて当選・落選を送付します。
- ◎抽選により落選された方や申込をしない方の申請書類は、返却いたしません。

## 5. 選考結果についての通知

印西霊園合葬式墓地公募申込書の受付・審査終了後令和6年7月中旬に、「印西霊園合葬式墓地使用選考結果通知書」を交付します。

## 6. 「印西霊園合葬式墓地使用許可申請書」の提出書類について

「印西霊園合葬式墓地使用選考結果通知書」にて許可申請ができることが決定した方は、以下の書類を提出してください。

受付期間：令和6年7月中旬～令和6年7月31日（水）まで

提出書類	申請区分		条例第27条	
			通常合葬	直接合葬
	焼骨所持	生前申込	焼骨所持	生前申込
○ 印西霊園合葬式墓地使用許可申請書 (11～12ページ)	○	○	○	○
○ 申請者の住民票（原本） ◎最新の内容かつ発行日より3カ月以内のもの ◎住民票は、世帯全員のもので、本籍、続柄が記載されているもの	○	○	○	○
○ 申請者の戸籍謄本（原本） ◎最新の内容かつ発行日より3カ月以内のもの	○	○	○	○
○ 申請者と焼骨の関係を証する書類 ◎戸籍謄本及び火葬許可証、改葬許可証で確認できる場合は不要	△	—	△	—
○ 火葬許可証 ◎申請時は、コピーを取らせていただきます。	○	—	○	—
○ 改葬許可証 ◎申請時は、コピーを取らせていただきます。 改葬許可証が取れない方は、埋蔵証明書の提出でも受け付けます。	—	—	○	—
○印西霊園合葬式墓地生前申込に関する承諾書 (13ページ) ◎自己の利用を目的として申請した者は、申請者が亡くなられた後において、収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう事前に収蔵又は埋蔵手続きをする者の承諾書となります。	—	○	—	○
○印西霊園通常合葬永久埋蔵に関する同意書 (14～15ページ) ◎納骨堂の使用期間満了後、合祀墓へ永久埋蔵されることについての同意書となります。	○	○	—	—
○印西霊園直接合葬永久埋蔵に関する同意書 (16～17ページ) ◎合祀墓へ永久埋蔵されることについての同意書となります。	—	—	○	○

審査を受けていない場合は、使用許可を受けることはできません。

不足書類があった場合は、令和6年7月31日（水）までに印西霊園管理事務所まで直接持参ください。

## 7. 使用許可についての通知

印西霊園合葬式墓地使用許可申請書の受付・審査終了後令和6年8月上旬から令和6年8月中旬に、「印西霊園合葬式墓地使用許可について(通知)」を交付します。

また、合葬式墓地使用料の納入通知書を併せて発行します。

## 8. 「合葬式墓地使用料」の納入

納入通知書にて、印西霊園管理事務所窓口で合葬式墓地使用料の納入をお願いします。土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後4時までとなります。

◎納入期限(令和6年8月30日(金))までに使用料を納入いただけない場合は、使用許可が無効となります。

## 9. 「合葬式墓地使用許可証」の交付

印西霊園管理事務所窓口において、使用料の納入確認後、合葬式墓地使用許可証を交付します。

位置の指定等のご希望は、一切お受けできません。

交付場所：印西霊園管理事務所

交付期間：令和6年8月中旬～令和6年8月30日(金)

合葬式墓地使用料の納入が確認できた方から順次許可証を発行しますので、窓口までお越し願います。併せて、ご利用に関する説明をします。30分ほどの時間がかかります。混雑時には、お待ちいただくことがあります。ご了承願います。

使用許可日の翌日から1週間以内に納骨を予定している方は、使用許可の通知を受けましたら、印西霊園管理事務所までご連絡をお願いします。

第19号様式(第24条第1項関係)

印西霊園合葬式墓地公募申込書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

〒

住所

氏名

電話番号 ( )

(携帯)

合葬式墓地の公募の申込みをしたいので、印西地区環境整備事業組合  
霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第24条第1項の規定によ  
り、次のとおり提出します。

区 分		通常合葬 ・ 直接合葬
申 込 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

※抽選番号	番
-------	---

第 2 1 号様式(第 2 7 条第 1 項、第 2 8 条第 1 項)  
(表)

印西霊園合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

〒

住所

氏名

電話番号 ( )

(携帯)

合葬式墓地の使用許可を受けたいので、印西地区環境整備事業組合霊園の設置及び管理に関する条例施行規則(第 2 7 条第 1 項・第 2 8 条第 1 項)の規定により、次のとおり申請します。

区 分	□第 2 7 条第 1 項 ・ □第 2 8 条第 1 項	
埋 蔵 方 法	□通常合葬(納骨堂 1 0 年間→合祀墓) □直接合葬(合祀墓)	
使 用 目 的	□現に所有する焼骨の収蔵又は埋蔵 □自己の死後にその焼骨の収蔵又は埋蔵(生前申込)	
収蔵又は埋蔵 予 定 者	氏 名	
	申請者との続柄	
収蔵又は埋蔵の 手続きをする者 (生前申込の場合 のみ記入)	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	申請者との関係	
墓所の区画番号 等(条例第 28 条の 規定による許可 申請に限り記入) ※印西霊園墓所 返還者	区 画 番 号	区 ブロック 通 番
	使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで
	返還予定年月日	年 月 日

備考 1 収蔵又は埋蔵の方法及び使用目的が異なる場合は別様式にて申請してください。

2 収蔵又は埋蔵予定者が複数となる場合は、裏面に記入してください

3 区分が、第 2 8 条第 1 項となる場合は、第 1 0 号様式(第 1 4 条)及び第 1 6 号様式(第 1 9 条 2 項)についても、併せて提出してください。

(裏)

収蔵又は埋蔵 予定者	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	
	氏 名	
	申請者との続柄	

印西霊園合葬式墓地生前申込に関する承諾書

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

下記申請者の収蔵又は埋蔵手続きについて、将来、申請者が亡くなられた後において、印西霊園合葬式墓地へ収蔵又は埋蔵手続きがなされるよう、私（承諾者）が責任をもって収蔵又は埋蔵手続きを行うことに承諾します。

記

霊園名称 印西霊園

申請者氏名

申請区分 通常合葬 ・ 直接合葬

年 月 日

(承諾者)

住所

氏名

電話番号

(申請者との関係 )

※ 申請者氏名・承諾者の氏名・住所は自署してください。

※ 記入欄が不足する場合は、別様式に記入してください。

(表)

印西霊園通常合葬永久埋蔵に関する同意書

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

(私(申請者) )は、下記収蔵予定者が納骨堂の使用期間満了後、合祀墓へ永久埋蔵されること並びに改葬許可証を印西霊園管理者において交付手続きすることに同意し、印西霊園に対して今後一切の異議申し立てを致しません。

記

霊園名称 印西霊園

年 月 日

(収蔵予定者)

氏 名

現使用者との続柄

(申請者)

住所

氏名

※収蔵予定者が複数となる場合は、裏面に記入してください。

※住所・氏名については、申請者において自署してください。

※記入欄が不足する場合は、別様式に記入してください。



(裏)

(収蔵予定者)

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

(表)

印西霊園直接合葬永久埋蔵に関する同意書

印西地区環境整備事業組合

管理者 様

(私(申請者) )は、下記埋蔵予定者が合祀墓へ永久埋蔵されることに同意し、印西霊園に対して今後一切の異議申し立てを致しません。

記

霊園名称 印西霊園

年 月 日

(埋蔵予定者)

氏 名

現使用者との続柄

(申請者)

住所

氏名

※埋蔵予定者が複数となる場合は、裏面に記入してください。

※住所・氏名については、申請者において自署してください。

※記入欄が不足する場合は、別様式に記入してください。

(裏)

(埋蔵予定者)

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

氏 名  
申請者との続柄

## よくある質問とその回答について

1	質問	納骨堂と合祀墓は、重複して申込みをすることはできますか。
	回答	1世帯において、1申込（1柩）とさせていただきますので、複数区分を申込みすることはできません。

2	質問	郵送による申込は、なぜできないのですか。
	回答	申込時に、抽選番号の発行を行っていること及び申込み柩の確認等、その他説明事項がありますので郵送による受付はできません。 ただし、代理人による申請を希望の場合は、印西霊園管理事務所までご連絡ください。

3	質問	募集は、年何回を予定していますか。
	回答	今年度（令和6年度）は、2回の募集を予定しています。

4	質問	生前で公募申込をした後、許可証が交付される前に申込者が亡くなった場合、申込者の焼骨を受け入れてもらうことはできますか。
	回答	公募申込時点では、使用許可申請が完了していないため、焼骨を受入れることはできません。 申請ができることが決定している場合でも、許可証が交付される前の焼骨の受入れは致しません。

5	質問	生前柩に自分が1体柩で申込み許可を得ているが、先に配偶者が亡くなってしまったので自分の代わりに収蔵又は埋蔵することはできますか。
	回答	自己の利用を目的として許可しているため、本人以外が使用することはできません。

6	質問	合葬式墓地を使用する予定がなくなったため、返還したい。
	回答	返還することは可能です。 合葬式墓地の使用許可を受けた日の翌日から起算して、1年以内に合葬式墓地を返還した時は、既納の使用料の5割に相当する額を還付となります。

7	質問	印西霊園（条例第28条（特例申請））以外の墓地から改葬し、合葬式墓地へ収蔵又は埋蔵をすることはできますか。
	回答	通常合葬は、これまでに墓地に埋蔵し、又は納骨堂に収蔵した焼骨の申込及び収蔵はできません。 直接合葬は、他の墓地から改葬した焼骨の埋蔵はできます。 また、印西霊園の墓所内に埋蔵されている焼骨でも、条例第28条（特例申請）以外の合葬式墓地への申込の場合、上記と同様の扱いとします。

8	質問	焼骨の収蔵又は埋蔵の際に、親族は立ち会うことはできますか。
	回答	納骨堂の収蔵及び合祀墓へ埋蔵する際には立ち会うことはできません。

## 印西霊園案内図



- J R 成田線 小林駅からタクシー 5分
- 北総線 印西牧の原駅からタクシー 10分
- 印西市営ふれあいバス 平岡自然公園（印西斎場）下車 徒歩3分

## お問い合わせ先

### 印西霊園管理事務所

所在地：〒270 - 1324 千葉県印西市平岡1524番地1

電話番号：0476 - 42 - 0095

ホームページ：<http://www.inkan-jk.or.jp>

開園時間：原則午前9時から午後5時まで

(1月1日から1月3日を除く毎日)

※ただし、霊園に関する各種手続き業務（申請・届出・納付等の受付）は土・日・祝日及び年末年始は行っておりません。

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合がありますが、ご了承ください。